

令和5年4月17日

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば  
理事長 拝師 徳彦 殿

## 回 答 書

株式会社ゼクシス

代表取締役社長兼 CEO 長岡 時行



拝復 弊社は、貴法人よりいただきました令和5年1月6日付「申入れ書」に対し、以下のとおり、回答いたします。

なお、会則の改定及びウェブサイトの変更については、5月末日を目途として実施予定です。

### 1. 申入れの趣旨1について

会則第5条、第6条及び第10条の2について、以下のとおり変更を行うとともに、第7条を削ります。(変更部分は下線部です)

また、WEBサイト上の表示については、改定后会則と整合する表示に変更いたします。

なお、第7条を削ることにより、以降の条番号が繰り上げられますが、本回答書においては、現行の条番号にて記載いたします。

#### 第5条 (入会手続き)

本クラブは会員制とし、本クラブに入会しようとする方は本会則を確認し、その内容に同意した上で入会の申込みを行い、規定の料金を納入し、本クラブが入会を承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。

#### 第6条 (審査)

本クラブは、前条による入会手続きをされた方の審査を行い、本クラブの判断により、納入いただいた料金をご返金の上、入会をお断りすることがあります。

#### ~~第7条 (会員資格)~~ ※本条は削ります。

~~本クラブへの入会を希望する方は、第5条の契約が完了並びに第6条の審査に合格し、規定の料金の納入することで、本クラブと合意した期日から会員資格を取得するものとします。(以下「会員」といいます)~~

## 第 10 条の 2 (顔認証システムの導入)

本クラブの一部施設においてはセキュリティ強化や利便性向上の為に入退館ゲートに顔認証システムを導入しております。

1. 本クラブの利用開始時、本人認証用の顔写真撮影がございますのであらかじめご了承ください。
2. 会員が本クラブ諸施設を利用する際には、入退館時等に顔認証システムを適用するものとします。

## 2. 申入れの趣旨 2 について

会則第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条及び第 30 条について、以下のとおり変更いたします。(変更部分は下線部です)

### 第 19 条 (盗難)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難につきましては、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

### 第 20 条 (紛失物)

会員が本クラブの利用に際して生じた紛失につきましては、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

### 第 22 条 (毀損)

会員が本クラブの利用に際して生じた毀損につきましては、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

### 第 27 条 (責任事項)

本クラブは、損害及び疾病(感染症含む)、窃盗その他事故につき、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないものとし、会員は損害賠償の請求を行わないものとし、

本クラブの利用に際して発生した怪我・疾病(感染症含む)・事故等については、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ビジターについても同様とします。

### 第 30 条 (施設の閉鎖及び利用制限)

次の各号に該当するときは、会社は、諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができます。予定されている場合は原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

会社が諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業する場合であっても、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、会社は会員に対し特別な補償は行いません。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故、感染症の発生等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の点検、改造または補修工事実施のとき。

3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。国又は地方公共団体から緊急事態宣言、休業要請、休業指示等が発出されたとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他やむを得ない事由が発生したとき。

### 3. 申入れの趣旨3について

会則第26条を以下のとおり変更いたします。(変更部分は下線部です)

#### 第26条(会員の損害賠償責任)

会員は本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。

### 4. 申入れの趣旨4について

会則第25条を以下のとおり変更いたします。(変更部分は下線部です)

#### 第25条(会費等の変更)

本クラブは本会則に基づく会費等について、本クラブが変更の必要があると判断する事情が生じた場合、社会通念上相当と認められる範囲で会員の承認を得ることなく変更できるものとします。

### 5. 申入れの趣旨5について

会則第28条を以下のとおり変更いたします。(変更部分は下線部です)

#### 第28条(決定事項について)

入会希望者、会員及びビジターは、第6条、第11条及び第15条において本クラブの判断に基づいて決定された事項を尊重するものとし、これらの決定により、入会希望者、会員及びビジターに損害が生じた場合であっても、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き、会社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

### 6. 申入れの趣旨6について

会則第13条については、今回の申入れをいただく前の時点で、以下の下線部のとおり、郵送手続による退会の届出ができる場合を規定しております。

#### 第13条(退会)

会員が本クラブを退会する場合には、退会を希望される月の25日(25日が休館日の場合は前営業日)までに本クラブ所定の退会届を提出するものとします。提出期日以降の手続きに関しては翌月分の月会費の納入義務が生じます。

退会の届出は会員本人、未成年の場合は会員本人もしくはその保護者が本クラブにて行って頂きます。会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要となります。但し、病気やケガなどのやむをえない理由により、本クラブへ来場が困難な場合

のみ代理の方による退会の届出ができるものとし、その場合は代理人の身分証明書の提示並びに写しを申し受けます。

また、やむを得ない理由により代理の方等による退会の届出も困難であると本クラブが認める場合には、本クラブが別途ご案内する郵送手続により退会の届出ができるものとし  
ます。

尚、電話・ファックス・Eメール等による届出はできません。また、退会届が提出されない限りは自動更新とし、本クラブに在籍となります。理由の如何を問わず、また本クラブの利用回数の有無にかかわらず、会員には月会費の納入義務が生じます。会費等に未納金がある場合には全て完納していただきます。また、会費等の返還は行いません。

敬具